

# 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学生への経済的支援について(概要)

(令和2年5月28日現在)

## ○本学独自の経済的支援（緊急給付型奨学金）

対象・・・次のいずれかに該当する学生（留学生・大学院生含む）

①授業料免除・徴収猶予を申請している、もしくは申請予定である②学生自身のアルバイト等の収入が激減している

支援内容・・・1人3万円を給付

## ○国の「『学びの継続』のための『学生支援緊急給付金』」

対象・・・原則として自宅外の学生で、アルバイト収入が大幅に減少しているなど、一定の要件を満たす学生（留学生・大学院生を含む）

支援内容・・・住民税非課税世帯の学生：20万円、それ以外の学生：10万円を給付

## ○国の「修学支援新制度」による授業料等減免及び給付型奨学金

対象・・・学部学生のうち、住民税非課税世帯またはこれに準ずる世帯の方（私費外国人留学生及び高等学校卒業後2年を超えて入学した者を除く）

支援内容・・・授業料等を全額・2/3・1/3のいずれかで免除するとともに、給付型奨学金を給付（自宅外の場合、年間で約30～80万円）

## ○日本学生支援機構の貸与型奨学金

対象・・・幅広い世帯の学生（家計基準あり。目安年収の上限（4人世帯の場合）は、無利子奨学金が約800万円、有利子奨学金が約1,100万円）

支援内容・・・毎月一定額を貸与（無利子奨学金は月額2～5.1万円、有利子奨学金は月額2～12万円）

## ○自治体・民間団体等の奨学金

対象・支援内容・・・奨学金の種類により異なる（詳細は本学ホームページ（[こちら](#)）をご覧ください）

上記の他、国の特別定額給付金や、国民年金保険料の学生納付特例の臨時措置等についても、経済支援まとめページにてお知らせしています。各種経済的支援の申請条件の詳細、申請様式、申請期限等については、各ページに記載してありますので必ずご確認ください。



国立大学法人

小樽商科大学